

# 環境GS認定制度



地球温暖化防止に向けた事業者の皆さんの取り組みが社会的に評価されるよう群馬県が支援する制度です

## 1 環境GS認定制度とは

県内の事業者が、温室効果ガスを持続的に削減するための計画（Plan）を立て、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を行う体制～「環境マネジメントシステム」～を整備し、これを組織的に運用することを支援する制度です。また、その取組を県が認定・公表することで、地球温暖化防止に配慮した事業活動の普及を図ることを目的とします。

## 2 対象事業者

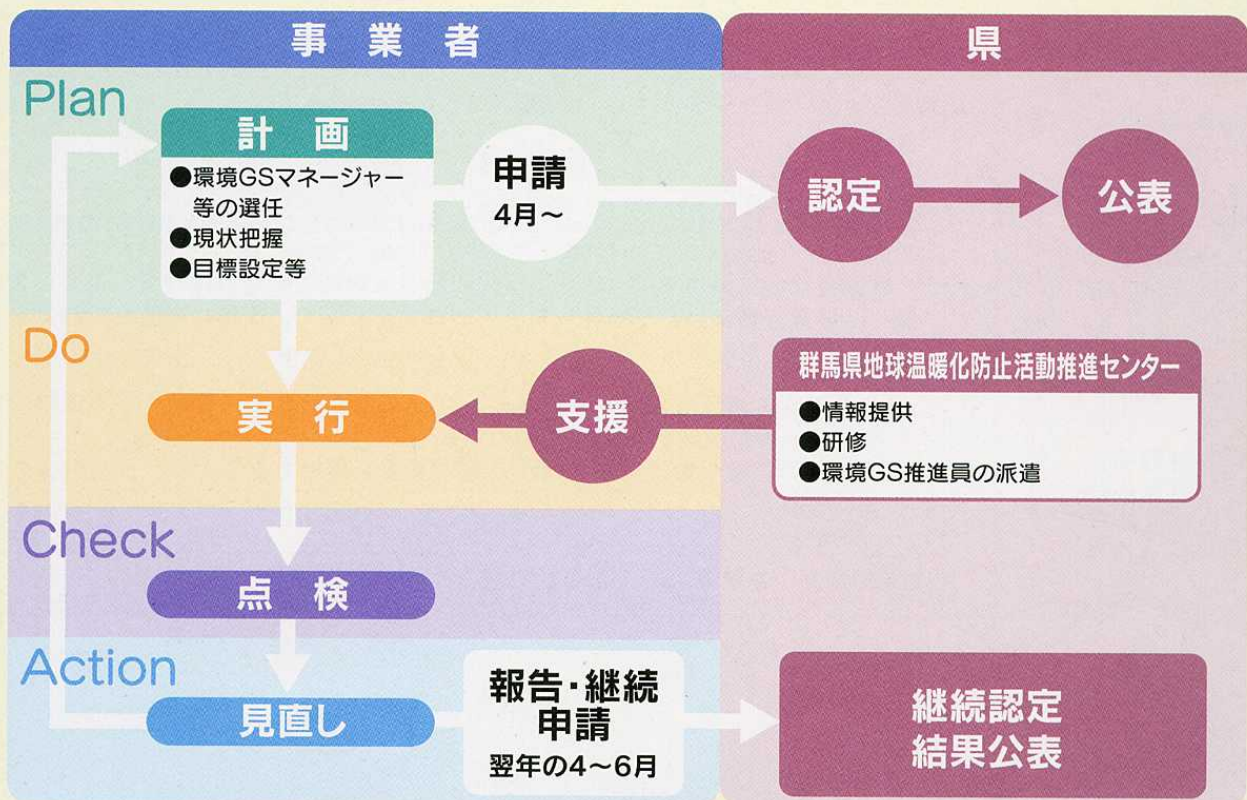
県内に事業所を置く事業者

## 3 特徴

- ① 申請書を県に提出した時点から認定の対象
- ② 無理なく取り組める簡易な内容
- ③ 費用は無料
- ④ 業種、事業規模の大小に関わらず申請可能
- ⑤ 県が皆さんの取組をサポート

## 4 取り組みのフロチャート

- ・申請は年間随時受付
- ・取組期間は4月～翌年3月を基本としますが、1年未満（5月以降～3月）でもOK
- ・取組実績報告書を提出するだけで、翌年度も継続認定





# 5 認定事業者になると

## 1 認定書・ステッカーの交付

「認定書」および「認定事業者ステッカー」が交付されます。

## 2 事業者名の公表

### (1) 認定時の公表

認定事業者の氏名、住所が県ホームページに掲載されます。

### (2) 実績の公表

「環境GS報告・継続申請書」を提出すると、その取組の概要を公表します。



## 3 県の支援等

### (1) 情報提供・研修会 〈実施:群馬県地球温暖化防止活動推進センター〉

- ・省エネに関する具体的な事例やノウハウ等を記載した情報紙が提供されます。
- ・省エネや環境マネジメントシステム等に関する専門家を招いた研修会に参加できます。

### (2) 環境GS推進員の派遣 〈実施:群馬県地球温暖化防止活動推進センター〉

事業者の取組を支援するため、希望により環境GS推進員の派遣が無料でご利用できます。

### (3) 環境GS企業エコ改修資金

環境GS認定事業者が、省エネルギー設備や新エネルギー設備の設置・改修工事を行う場合に、融資の対象となります。

対象者	中小企業者	
融資限定額	●省エネ率10%以上の改修工事	2,000万円
	●自己資金調達型ESCO事業	1億円
	●中小企業信用保険法施行規則第8条に定める「エネルギーの使用の合理化に資する施設」に該当する119施設等の設置	1億円
	●新エネルギー設備の設置・改修工事	2,000万円
融資利率	年1.9%以内(信用保証付は年1.5%以内)	
融資期間	10年以内(内据置1年以内)	

※電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車等の低公害車の購入は、低公害車導入整備資金をご利用下さい。

### (4) ロゴマークの使用

環境GS認定事業者は、会社案内、名刺等にロゴマークを使用できます。



## 4 民間事業者による支援等

### (1) 民間金融機関からの融資

商工中金の「環境配慮型経営支援貸付」、桐生信用金庫の事業性資金「環境サポート」の融資対象となります。また、群馬銀行の「環境配慮型私募債」および、東和銀行の「東和・エコ私募債」の対象となります。詳しくは、各金融機関へお問い合わせ下さい。

### (2) エコ安全ドライブ講習会

日本興亜損害保険(株)群馬支店が無料の「環境GS認定事業者向けエコ安全ドライブ講習会」を実施しています。詳しくは上記支店にお問い合わせ下さい。

# 6 申請方法等

・申請書に必要事項を記入の上、下記県庁環境政策課あてに郵送してください。また、「ぐんま電子申請等受付システムポータルサイト」より、電子申請も可能です。

・申請書は本パンフレット挟込みのもののほか、県ホームページからダウンロードしていただいたものもご利用いただけます。

※トップページ→産業・労働→環境・廃棄物→環境・廃棄物関係の資格・試験・募集  
→【募集】県環境GS制度

・取組内容、記入例等について、より詳しく解説した「ぐんまスタンダードガイドブック」を作成しています。県環境政策課、各環境事務所、群馬県地球温暖化防止活動推進センター等で配布しているほか、県ホームページからもダウンロードできます。

H22年4月作成

## お問い合わせ先・送付先

### ●認定制度について

群馬県環境森林部 環境政策課 温暖化対策室  
電話:027-226-2817 FAX:027-243-7702

### ●支援事業について

群馬県地球温暖化防止活動推進センター  
電話:027-237-1103 FAX:027-232-1104